

# 大田原市立湯津上小学校いじめ防止基本方針

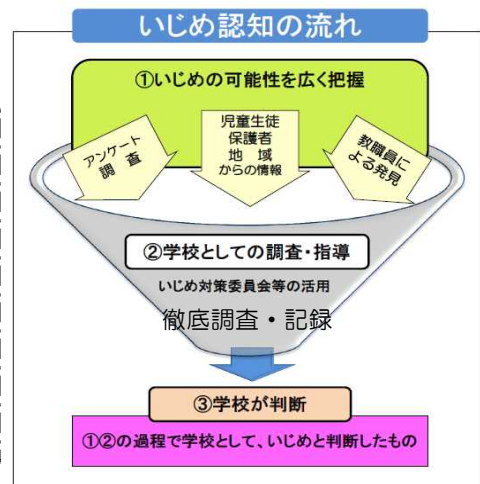
## 1 いじめ問題の理解

- 「いじめは、絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも起こりうるものである。」ということ強く認識し、「いじめを許さない学校づくり」を全教職員で推進する。
- いじめの未然防止や早期解決のため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

## 2 いじめ防止・早期解決のための組織

### いじめ対策委員会

- 委員：校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ◎「いじめを許さない学校づくり」に向けて、学校全体で行う未然防止のための取組について検討する。
- ◎いじめが発生した際には、事実確認や対応策の検討を迅速に行い、早期解決に向けて組織的に対応する。



## 3 いじめ防止・早期発見のための取組

- ① 児童に関する情報共有
  - 毎週朝の打ち合わせの時間に、各学年の学級や児童の様子について様子を報告し合い、いじめの未然防止に向けて、児童の些細な変化を見逃さないように努める。
- ② 教育相談の充実
  - 教育相談週間を年3回設定し、学校生活について担任が児童一人一人から話を聞く機会を設ける。
  - 日頃から児童と積極的にコミュニケーションをとり、相談しやすい体制を整える。
- ③ アンケートの実施
  - 毎月「元気ですかアンケート」を実施し、随時、相談の機会を設ける。
  - 年2回「hyper-QUアンケート」を行い、児童の学校生活に対する満足度や学級の雰囲気把握に努める。結果をもとに、学級経営や個別の支援の工夫・改善を行う。
- ④ 道徳教育および人権教育の充実
  - 豊かな心を育み「人間としての生き方の自覚を促す」とともに、人権感覚を大切にした指導を心がけ、「自他の人権の大切さを認め合う」学校づくりを推進する。

## 4 いじめの早期解決に向けた対応

- ① 保護者への報告
  - いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有するとともに、早期解決のための協力を依頼する。
  - いじめを解決する方法について、児童及び保護者と話し合って決める。
- ② いじめた児童への指導
  - 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。いじめの動機だけでなく児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。
- ③ 学級やその他の児童への働きかけ
  - 見て見ぬふりをするのもいじめと同様であることを理解させる。
  - いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。

